

佐賀市三瀬体験農園施設条例施行規則

平成17年10月1日

規則第147号

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀市三瀬体験農園施設条例（平成17年佐賀市条例第153号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開園日)

第2条 体験農園施設（以下「施設」という。）の開園日は、日曜日及び3月から1月までの土曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開園日を変更し、又は臨時に開園日を設けることができる。

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、体験農園施設使用許可申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長の許可を受けなければならない。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条第3項ただし書に規定する使用料の減免については、次に定めるところによる。

- (1) 満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 全額
- (2) 市内の小中学校が学校農園として使用するとき 全額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるとき 別に市長が定める額

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、体験農園施設使用料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三瀬村体験農園施設条例施行規則（平成16年三瀬村規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、

この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

体験農園施設使用許可申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住 所

氏 名 ㊟

電 話 （ ）

次のとおり使用したいので、使用料金 円を添えて申請します。
佐賀市三瀬体験農園施設条例及び施行規則を遵守し、係員の指示に従います。

氏 名	続 柄	性別	年齢	職 業	備考

様式第2号（第4条関係）

体験農園施設使用料減免申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請者 住 所
氏 名 (印)
電 話 ()

佐賀市三瀬体験農園施設条例施行規則第4条第2項の規定により次のとおり使用料の減免を申請します。

申 請 理 由	
使 用 日 時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
使 用 料	円 減 免 額 ※
根 拠	※佐賀市三瀬体験農園施設条例施行規則第4条第1項第 号
減 免 後 の 使 用 料	(減免前の額) (減免額) ※ 円－ 円＝ 円

※印の欄は記入しないでください。